

# 日本社会事業大学大学院学則

平成元年3月17日

学則第1号

## 第1章 総則

第1条 本大学院は学校教育法に則り、深い人間理解と広い社会的視野に基づいて、日常生活に支障がある人々の人権擁護や自立支援に必要な高度の知識及び技術を修得させ、福祉分野で指導的な役割を担うマネジメント技法などをふまえたソーシャルワーク専門職を養成し、さらに社会経済的背景における人間の行動・地域社会及び社会制度等に関する諸科学を総合的に教授研究し、高潔なる人格と豊かな理想的感情を培い、社会福祉学の理論と社会福祉実践に必要な技術を体得させるとともに、さらに進んで研究能力を養い、もって広く福祉社会の創造と福祉文化の発展に貢献することを目的とする。

## 第2章 教育研究組織

第2条 本大学院に、福祉マネジメント研究科（以下、「専門職大学院」という。）、社会福祉学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 専門職大学院は、専門職学位課程とする。

3 研究科は、博士課程とする。

4 博士課程の修業年限は標準5年とし、これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は博士前期課程、後期3年の課程は博士後期課程とする。

5 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

第3条 専門職大学院は、深い人間理解と広い社会的視野に基づいて、日常生活に支障がある人々の人権擁護や自立支援に必要な高度な知識及び技術を修得させ、福祉分野で指導的な役割を担うマネジメント技法などをふまえたソーシャルワーク専門職を養成することを目的とする。

2 博士前期課程は、現代社会の変化に伴って変動する社会・福祉問題と人々の生活ニーズを適切に把握し、その解決に有効なソーシャルワーク等の社会福祉援助方法、社会福祉実践プログラム、社会福祉制度・政策のあり方、あるいは社会福祉理論を科学的に追求する高度の能力と方法を修得し、社会福祉実践の向上や発展に貢献できる実践的研究者及び研究的実践家を養成することを目的とする。

3 博士後期課程は、前期課程の目的を踏まえた研究課題を科学的に追求する自立した研究能力を修得するとともに、合わせて豊かな学識を養うことによって、社会福祉実践の向上や発展に資することのできる高度の実践的研究者及び研究的実践家を養成すること、並びに社会福祉実践の向上や発展に貢献する優れた実践家・研究者を育成できる教育者を養成することを目的とする。

第4条 専門職大学院及び研究科の各課程に次の専攻を置く。

専門職大学院 福祉マネジメント専攻

博士前期課程 社会福祉学専攻

博士後期課程 社会福祉学専攻

第5条 専門職大学院の標準修業年限は、1年とする。

2 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

3 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

4 専門職大学院は2年、博士前期課程は4年、博士後期課程は6年を超えて在学することはできない。

5 専門職大学院は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修（以下「長期履修」という。）する旨の申し出が入学前にあったときは、学長が2年の履修を認めることができる。ただし、長期履修の在学は前項にかかわらず4年を限度とする。

6 博士前期課程及び博士後期課程は、障害により教育課程の履修に時間を要する場合、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修する旨の申し出があったときは、第5条第4項に規定する年数（博士前期課程4年、博士後期課程6年）の範囲で学長が履修期間の延長を認めることができる。

### 第3章 収容定員

第6条 本大学院の収容定員は95名とし、各課程の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

課程	入学定員	収容定員
専門職大学院 福祉マネジメント専攻	50人	50人
博士前期課程 社会福祉学専攻	15人	30人
博士後期課程 社会福祉学専攻	5人	15人

2 博士前期課程の入学定員の3分の2程度は、社会福祉施設ないし社会福祉機関等における2年以上の現場経験を有する者をもって充てることができる。

### 第4章 授業科目及び履修方法

第7条 専門職大学院の教育は、授業科目の講義、演習及び実習等に対する教育指導によって行うものとする。

2 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。

3 第1項及び第2項の授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

第8条 専門職大学院の授業科目、単位数、ならびにこれらの履修方法は、別表(一)のとおりとする。

2 博士前期課程の授業科目、単位数、ならびにこれらの履修方法は、別表(二)のとおりとする。

3 博士後期課程の研究指導科目、単位数、ならびにこれらの履修方法は、別表(三)のとおりとする。

第8条の2 専門職大学院においては、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数は、22単位を上限とする。

第9条 授業科目の履修指導または学位論文の指導を行うために、第18条第1項に定める専門職大学院研究科委員会ならびに社会福祉学研究科委員会は、各学生ごとに指導教員を定める。

指導教員は以下のとおりとする。

(1) 専門職大学院の指導教員は、原則として専門職大学院研究科委員会の構成員とする。ただし、専門職大学院研究科委員会において認められた場合においては、この限りではない。

(2) 社会福祉学研究科の指導教員は、専任の教授及び准教授で、かつ社会福祉学研究科委員会の構成員とする。

第10条 教育上有益と指導教員が認めるときは、本大学院に在学する者は専門職大学院研究科委員会または社会福祉学研究科委員会の許可を得て、日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科ならびに日本社会事業大学専門職大学院及び日本社会事業大学社会福祉学部の授業科目を聴講することができる。

第11条 専門職大学院研究科委員会が教育上有益と認めるときは、別に定める規定に基づき、他の大学院（日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科を含む。）と予め協議のうえ、当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で、専門職大学院において履修したものとみなすことができる。

3 社会福祉学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、以下の単位を本研究科において履修したものとみなすことができる。

(1) 本大学院に入学する前に大学院において修得した授業科目の単位。

(2) 別に定める規定に基づき、他の大学院（日本社会事業大学専門職大学院を含む。）と予め協議のうえ、当該他の大学院で履修する授業科目の単位。

4 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で、本研究科において履修したものとみなすことができる。

5 前項の規定による単位は、博士前期課程における別表(二)の選択科目として認定することができる。

## 第5章 課程修了の認定

第12条 各授業科目の単位修得の認定は、筆記もしくは口頭試験または研究報告によるものとする。

第13条 授業科目、学位論文等の成績は、次のとおりとする。

- (1) 授業科目 S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。
- (2) 学位論文 S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。
- (3) 最終試験 合格、不合格とする。

第14条 専門職大学院の修了の要件は、専門職大学院に1年以上在学し、別表(一)の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な教育指導を受けたうえ、最終試験に合格しなければならない。

2 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表(二)の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出して最終試験に合格しなければならない。なお最終試験については、別に定める。

3 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表(三)の研究指導科目について10単位以上を修得し、さらに博士論文を提出して最終試験に合格しなければならない。なお、最終試験については、別に定める。

4 前項に定めるもののほか、福祉プログラム評価履修コースを修了しようとする者は、所定の単位を修得するものとする。なお、これらの履修方法については、別に定める。

第15条 各課程修了の認定は、第7章で定める専門職大学院研究科委員会または大学院研究科委員会の議を経て学長が行う。

## 第6章 学位の授与

第16条 第14条第1項に規定するところにより、専門職大学院を修了した者には、修士(専門職)の学位を学長が授与する。

2 第14条第2項に規定するところにより、本大学院の博士前期課程を修了した者には、修士の学位を学長が授与する。

3 第14条第3項に規定するところにより、本大学院の博士後期課程を修了した者には、博士の学位を学長が授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院の博士後期課程を経ない者が博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を終了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

5 第1項から第3項までに定める修了の時期は、学年の終わりとする。ただし、学長は、学年の途中においても、学期の区分に従い学生を卒業させることができる。

第17条 学位に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 教員組織

第18条 本大学院に専門職大学院研究科委員会及び社会福祉学研究科委員会を置き、構成員は以下のとおりとする。

(1) 専門職大学院研究科委員会は、学長及び授業科目を担当する専任の教授及び准教授、講師をもって組織する。

(2) 社会福祉学研究科委員会は、学長及び第8条に基づく別表(二)の論文指導または別表(三)の博士論文指導を担当する専任の教授及び准教授をもって組織する。

2 前項に規定するほか、専門職大学院研究科委員会及び社会福祉学研究科委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第19条 本大学院に専門職大学院研究科長ならびに社会福祉学研究科長を置く。

2 各研究科長の任期は2年とする。

第20条 削除

## 第8章 学年・学期及び休日

第21条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第22条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

2 前項に定める学期の区分については、学年の始めに学長が社会福祉学研究科委員会及び専門職大学院研究科委員会の議を経て、その期日を変更することができる。

第23条 学年中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 本学創立記念日 11月9日
- (3) その他本大学院が学年暦で定めた日

## 第9章 入学・休学・退学・賞罰

第24条 本大学院の入学の時期は毎年4月とする。

第25条 専門職大学院に入学できる者は、原則として実務経験を有するもので、かつ次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることとその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 本専門職大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 前項第1号から第7号までに掲げる者
- (2) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

3 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学省が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第十六条の二に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第26条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、別に定める入学検定料を納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、別に定めるところにより、入学検定料を免除することができる。

第27条 第25条第1項第3号及び第4号（同条第2項において準用する場合を含む。）並びに第3項第2号及び第3号の入学志願者について、その入学資格の判明しがたいときには、当該外国公館の証明を必要とする。

第28条 入学選考は、学力検査を行い、既往の成績等を総合して行う。

2 前項の考査方法、時期等については、別に定める。

第29条 前条の入学選考に合格し、所定の期日までに第36条に定める学費等を納めた者は、

学長が入学を許可する。ただし、学費等のうち授業料及び諸納金の延納を願い出た者の取扱いについてはこの限りではない。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書及びその他の書類を提出しなければならない。所定の期日までに提出のない者は、学長が入学を取り消すことがある。

3 第1項の授業料及び諸納金の延納に関する取扱いは別に定める。

第30条 病気またはその他の事由によって休学または退学しようとする者は、所定の手続きに従い学長に願い出なければならない。

2 休学の期間は1年以内とする。ただし、願い出により許可された者は、さらに1年延長することができる。

第30条の2 授業中等の万一の事故に備えるため、学生を被保険者として損害保険に加入することができる。

第31条 学業の特に優秀な者には、学長がこれを表彰することができる。

第32条 学生に対して次の各号の一に該当する者は、専門職大学院研究科委員会または社会福祉学研究科委員会の審議結果に基づき学長が懲戒（譴責、停学及び退学）とする。

(1) 本学建学の精神または学生の本分にもとり、本学則に違反した者

(2) 性行不良にして成業の見込がない者

(3) 正当の理由がなく、出席常でない者

第33条 学費を滞納し、督促してもこれに応じなかった者は、別に定める規定により学長が除籍することができる。

#### 第10章 研究生、派遣留学生及び聴講生

第34条 研究科において特定課題について研究指導を希望する者があるときは、別に定めるところにより、研究生として受け入れることができる。

第34条の2 専門職大学院において実務課題について指導を希望する者があるときは、別に定めるところにより、修習生として受け入れることができる。

第35条 本大学院が認める派遣留学生については、選考のうえ、これを許可することができる。

2 派遣留学生の入学等に関しては、別に定める。

第35条の2 専門職大学院で特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、別に定めるところにより、聴講生として受け入れることができる。

第35条の3 専門職大学院で特定の授業科目について科目履修を希望する者があるときは、別に定めるところにより、科目等履修生として受け入れることができる。

#### 第11章 学費等

第36条 学生は学費その他の費用（以下「学費等」という。）を納めなければならない。

ただし、本学学部を卒業した者、本大学院博士前期課程を修了した者及び本大学院専門職学位課程を修了した者が、本大学院に入学する際は、入学金を要しない。

2 学費とは入学金、授業料、休学在籍料及び諸納金をいう。

3 諸納金及びその他の費用については別に定める。

第37条 入学金及び授業料の額は次のとおりとする。

区分	入学金	授業料
専門職学位課程	282,000円	年額 535,800円
博士前期課程	282,000円	年額 535,800円
博士後期課程	282,000円	年額 535,800円

2 第5条第5項により長期履修を認められた者の授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、専門職学位課程の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修を認められた期間の年数で除した額とする。

ただし、長期履修を認められた期間を超過した場合の授業料は、前項を適用する。

3 第5条第6項により履修期間の延長を認められた者の授業料の年額は、第1項の規定にかかわらず、博士前期課程又は博士後期課程の授業料の年額に標準修業年限から在学年数（履修期間の延長が認められる前の在学年数をいう）を差し引いた年数を乗じた額を延長後の在学年数で除した額とする。ただし、履修期間の延長を認められた期間を超過した場合の授業料は、第1項を適用する。

4 標準修業年限を超えて在学し、学位論文のみの者の授業料は当該年度授業料の半額と

する。

第38条 授業料は、年額を毎学年の4月末日までに納めなければならない。ただし、やむを得ない理由によって分納するときは、4月末日までに半額、10月末日までに半額を納めなければならない。

第39条 入学を許可された者のうち所定の期日までに入学を辞退した者に対しては、別に定めるところにより入学金を除く学費等を返還する。

第40条 休学を許可された者は、休学在籍料を納めるものとし、入学金を除く学費を納めることを要しない。ただし、学年の途中で休学する場合は、在学していた学期までの学費を納めなければならない。

2 休学在籍料については、別に定める。

第41条 学年の途中で退学する場合は、在学していた学期までの学費を納めなければならない。

第42条 学費等は所定の期日までに納めなければならない。

2 学費等滞納者はこれを納めるまで授業や試験に出席し又は図書を閲覧すること等を禁止することがある。

#### 附 則

- 1 この学則は、昭和64年4月1日からこれを施行する。
- 2 この学則中改正規定は、平成元年4月1日から施行する。
- 3 この学則中改正規定は、平成2年4月1日から施行する。
- 4 この学則中改正規定は、平成3年4月1日から施行する。
- 5 この学則中改正規定は、平成3年7月25日から施行する。
- 6 この学則中改正規定は、平成4年4月1日から施行する。
- 7 この学則中改正規定は、平成5年4月1日から施行する。
- 8 この学則中第1条の2の改正規定は、平成5年5月21日から施行する。
- 9 この学則中改正規定は、平成5年11月15日から施行する。ただし、第8条にかかる別表は、平成5年4月1日に遡及し適用する。
- 10 この学則中改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 11 この学則中改正規定は、平成7年4月1日から施行する。
- 12 この学則中改正規定は、平成8年4月1日から施行する。
- 13 この学則中改正規定は、平成9年4月1日から施行する。
- 14 この学則中改正規定は、平成10年4月1日から施行する。
- 15 この学則中改正規定は、平成10年7月1日から施行する。
- 16 この学則中改正規定は、平成11年4月1日から施行する。
- 17 この学則中改正規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 18 この学則中改正規定は、平成13年4月1日から施行する。
- 19 この学則中改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 20 この学則中改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 21 この学則中改正規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 22 この学則中改正規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 23 この学則中改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 24 この学則中改正規定は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成19年度に入学する者から適用する。
- 25 この学則中改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 26 この学則中改正規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 27 この学則中改正規定は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した者は従前の例による。
- 28 この改正規定は、平成22年11月1日から施行する。
- 29 この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 30 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 31 この改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 32 この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 33 この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

- 34 この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項及び別表(二)の改正規定は、平成28年度に入学する者から適用する。
- 35 この改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 36 この改正規定のうち、第5条及び第37条並びに第38条の改正は、平成30年1月1日から施行し、第14条及び別表(一)の改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条及び別表(一)の改正は、平成30年度に入学する者から適用する。
- 37 この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 38 この改正規定のうち、第7条第3項の改正規定は令和2年7月1日から、第6条第1項の改正規定は令和3年4月1日から施行し、改正後の第7条第3項の規定は令和2年4月1日から適用する。
- 39 この改正規定は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月以降に入学する者から適用する。
- 40 この改正規定は、令和4年5月26日から施行し、令和5年4月以降に入学する者から適用する。
- 41 この改正規定は、令和6年4月1日から施行し、令和7年4月以降に入学する者から適用する。
- 42 この改正規定は、令和6年8月1日から施行し、令和7年4月以降に入学する者から適用する。

別表(一)

## 学則第8条第1項による専門職大学院の授業科目表

群	分野	授業科目の名称	授業区分	単位数			備考
				必修	必修 選択	選択 自由	
実践研究系科目群	実践課題研究	専門演習Ⅰ	演習	2			10 単位必修
		専門演習Ⅱ	演習	2			
		実践課題研究Ⅰ	実習	2			
		実践課題研究Ⅱ	実習	2			
		実践課題研究Ⅲ	演習	2			
	実践評価	実践の省察と評価	講義	1			1 単位必修
		サービス管理論	講義		1		1 単位以上 選択必修
		実践研究方法論	講義		1		
		福祉プログラム評価論総論	講義		2		
		研究課題設定論	講義		2		
	実践研究特別講義	講義		1			
修得単位数				11	1		
福祉基盤系科目群	福祉基盤	ソーシャルワークの価値と規範	講義		1		4 単位以上 選択必修
		成年後見と意思決定支援	講義		1		
		ジェネリックソーシャルワーク	講義		1		
		福祉と疾病	講義		1		
		社会保障総論	講義		1		
		福祉政策研究	講義		2		
	ソーシャルワーク論	ソーシャルワークアプローチ	講義		1		
		ソーシャルワーク面接技法	講義		1		
		家族システムズアプローチ	講義		1		
		ソーシャルワーク理論研究	講義		2		
	福祉経営	福祉アドミニストレーション	講義		1		
		リスクマネジメント	講義		1		
		ニーズとイノベーション	講義		1		



		福祉会計 I	講義	1		
		福祉会計 II	講義	1		
	共通	福祉基盤特別講義 I	講義	1		
		福祉基盤特別講義 II	講義	1		
	修得単位数			4		
福祉人材の育成と管理系科目群	スーパービジョン	スーパービジョン I	講義	1		3 単位以上 選択必修
		スーパービジョン II	講義	1		
	人材育成	組織行動論	講義	1		
		チームマネジメント	講義	1		
		インタープロフェッショナルワーク	講義	1		
		組織開発	講義	1		
		福祉人材育成論	講義	1		
	人と組織の 理解	人的資源管理論	講義	1		
		労働法規	講義	1		
		職場のメンタルヘルス	講義	1		
共通	福祉人材育成特別講義 I	講義	1			
	福祉人材育成特別講義 II	講義	1			
修得単位数			3			
共生社会と分野専門系科目群	子ども家庭	子ども家庭福祉の理論と方法	講義	1		4 単位以上 選択必修
		児童虐待対応ソーシャルワーク	講義	1		
		社会的養護実践論	講義	1		
		保育ソーシャルワーク	講義	1		
		スクールソーシャルワーク	講義	1		
		子ども家庭福祉分野事例研究	講義	1		
		子ども家庭福祉研究	講義	2		
		障害者	障害者支援の理論と方法	講義	1	
	障害者の地域生活支援と協議会		講義	1		

	発達障害の理解と支援	講義		1		
	障害者支援分野事例研究	講義		1		
	障害福祉研究	講義		2		
高齢者・医療	在宅療養支援の方法	講義		1		
	認知症ケアの基礎理論	講義		1		
	医療・地域ケア分野事例研究	講義		1		
	高齢者支援・医療分野事例研究	講義		1		
	高齢者保健福祉研究	講義		2		
共生社会	地域福祉と地域包括ケアシステム	講義		1		
	居住福祉	講義		1		
	司法福祉	講義		1		
	共生社会の仕組みとデザイン	講義		1		
	地域共生分野事例研究	講義		1		
	地域福祉研究	講義		2		
共通	地域共生と分野専門特別講義Ⅰ	講義		1		
	地域共生と分野専門特別講義Ⅱ	講義		1		
	地域共生と分野専門特別講義Ⅲ	講義		1		
修得単位数				4		
関連特別講座	特別講座Ⅰ	講義			1	
	特別講座Ⅱ	講義			2	
	特別講座Ⅲ	講義			1	
小計			11	12		
				7		選択必修及び自由選択から7単位以上選択必修
修了単位数				30		

## 別表(二)

## 学則第8条第2項による博士前期課程の授業科目表

群	科目名	必修	選択 必修	自由 選択	備考
社会福祉 基盤科目	社会福祉学理論研究・学説史		2		
	ソーシャルワーク理論研究Ⅰ		2		
	ソーシャルワーク理論研究Ⅱ		2		
	社会福祉歴史研究方法論Ⅰ		2		
	社会福祉歴史研究方法論Ⅱ		2		
	修得単位数		2		
領域別 科目	福祉政策研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		2		
	地域福祉研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		2		
	子ども家庭福祉研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		2		
	障害福祉研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		2		
	高齢者保健福祉研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		2		
	アジア社会福祉研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		2		
	リハビリテーション研究		2		
修得単位数		6			
研究 方法論 科目	社会福祉学研究方法論概論	2			
	研究課題設定論Ⅰ		2		
	研究課題設定論Ⅱ		2		
	社会福祉調査研究法基礎論		2		
	実践研究のための量的データ 分析方法論		2		
	実践研究のための質的研究方 法論		2		
	研究方法論特別講義Ⅰ		2		
	研究方法論特別講義Ⅱ		1		
福祉プログラム評価論総論		2			

	福祉プログラム評価論各論Ⅰ		1		
	福祉プログラム評価論各論Ⅱ		1		
	福祉プログラム評価論各論Ⅲ		1		
	福祉プログラム評価特別講義Ⅰ		1		
	福祉プログラム評価特別講義Ⅱ		1		
	修得単位数	2	6		
専門 英語 科目	社会福祉学専門英語Ⅰ		2		
	社会福祉学専門英語Ⅱ		2		
	修得単位数		2		
研究 演習	社会福祉学研究演習Ⅰa	2			
	社会福祉学研究演習Ⅰb	2			
	社会福祉学研究演習Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ			2	
	調査データ分析法演習			1	
	研究発表論演習	1			
	論文指導	1			
	修得単位数	6			
実習	社会福祉学研究実習Ⅰa			2	
	社会福祉学研究実習Ⅰb			2	
	福祉プログラム評価実習Ⅰa			1	
	福祉プログラム評価実習Ⅰb			1	
選択 科目	委託聴講科目・選択科目		6		全ての開講科目のうち6単位以上選択
	修得単位数		6		
単位数計		8	22		
修了要件単位数			30		

## 別表(三)

## 学則第8条第3項による博士後期課程の授業科目表

研究指導科目の名称	授業を行う年次	必修	自由選択	備考
社会福祉学専門研究演習 I a	1	2		
社会福祉学専門研究演習 I b	2	2		
社会福祉学専門研究演習 I c	3	2		
社会福祉学専門研究演習 II	1.2.3		2	
社会福祉学専門研究演習 III	1.2.3		2	
社会福祉学専門研究演習 IV	1.2.3		2	
社会福祉学専門研究演習 V	1.2.3		2	
社会福祉学専門研究演習 VI	1.2.3		2	
福祉プログラム評価実習 II	1.2.3		1	
博士論文指導 I	1	2		
博士論文指導 II	2	2		
修得単位数		10		
修了要件単位数		10		